

令和2年度事業報告

第1 はじめに

1 新型コロナウイルス感染症拡大の影響下における事業執行

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、当法人の公益目的事業中の成年後見普及啓発事業（公3事業）の多くの活動について縮小を余儀なくされた。しかし、当法人の基幹事業というべき専門職後見人指導監督事業（公1事業）及び法人後見・法人後見監督事業（公2事業）、そして成年後見普及啓発事業中の成年後見普及促進事業等については、LSシステム及びWEB会議の最大限の活用により、大きな滞りなく実施することができた。コロナ禍の状況下においてもほぼ従前どおり着実に専門職後見人指導監督事業及び法人後見・法人後見監督事業を実施できたのは、確実に、当法人がこれまでに行ってきたLSシステムの開発の成果であり、加えて、専門職後見人養成事業においても、LSシステムは、オンデマンド研修の実現という形で絶大な威力を発揮した。

2 「後見の専門職」としての信頼性の確保

当法人は、会員の不正行為の再発防止策の遂行にとどまらず、会員が「法律の専門職」として後見人等に選任され、専門性の高い知識・見識を備えた社会から信頼される「後見の専門職」として幅広く活動することを目指し、平成30年3月に「執務基準」を策定し、あわせて、業務報告の在り方の再検討、研修制度の改革、家庭裁判所等への会員の推薦基準の統一化、本部事務局の強化策等の新たな施策を打ち出してきた。令和2年度は、これらの新たな施策を着実に実行した1年間だった。これらの施策は、単年度で即効性のある効果が得られるものばかりではないが、中長期的には必ず良い成果につながるものと確信している。

会員の不正行為の再発防止策として実行してきた施策のうち、預貯金通帳等の全件原本確認は、不正事件の抑止策として確実に成果を挙げているところ、令和2年度中に全国の支部における実施を完了することができた。改めて会員及び支部役員各位の多大な御協力に感謝を申し上げる。

「執務基準」に基づく会員一人ひとりの業務報告の履行、そして会員一人ひとりが社会から信頼される「後見の専門職」として幅広く活動することこそが、当法人の信頼の源であり実績そのものであることを認識して、内外に向けた発信も継続していきたい。

3 成年後見制度利用促進基本計画に関する取組

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年4月15日法律第29号）（以下「成年後見制度利用促進法」という。）に基づき平成29年3月24日に政府が閣議決定した「成年後見制度利用促進基本計画」（以下「国の基本計画」という。）は、平成29年度から令和3年度までの概ね5年間で念頭に策定されているところ、令和2年度はその第4年度であり、令和2年3月17日に公表された「成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書」を踏まえて、国の基本計画の工程表の後半の重点項目を中心に取組が進められた。

当法人においては、引き続き最高裁判所 事務総局 家庭局（以下「最高裁」という。）との間で随時協議をする機会を持つとともに、厚生労働省（以下「厚労省」という。）社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室とも緊密に連携をしながら、厚労省に事務局を置く成年後見制度利用促進専門家会議が令和元年5月30日に定めた「成年後見制度利用促進基本計画に係るKPI」（令和3年度末の数値目標）の達成に向けた課題を中心に、国における成年後見制度利用促進のための施策の実施に向けて積極的に情報・意見交換、提言等をした。

また、平成29年度から定期的実施している①日本弁護士連合会、公益社団法人日本社会福祉士会並びに日本司法書士会連合会（以下「日司連」という。）及び当法人の三専門職団

体の枠組みによる協議会、並びに②これに最高裁を加えた協議会も、引き続き開催し、これらの協議会において、法定後見監督人・保佐人・補助人が行うべき基本的事務又は法定後見監督人・保佐人・補助人・任意後見監督人に期待される役割、後見事務における意思決定支援の評価の方法等について、継続的に協議を行った。この中でも特に、任意後見監督人に期待される役割については、法律の規定と実務の実態との間に乖離があるのではないかとの指摘もあったことから、会員を対象としたアンケートによる実態調査及び意見募集を実施した。

さらに、令和 2 年 10 月 30 日には、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」（以下「本ガイドライン」という。）が公表された。本ガイドラインは、最高裁、厚労省並びに日本弁護士連合会、日本社会福祉士会及び当法人を構成団体とする「意思決定支援ワーキング・グループ」が、令和元年 5 月 19 日から令和 2 年 10 月 12 日まで、14 回のワーキング・グループ（全体会）と 5 回の小グループでの協議を重ねて策定した、後見実務における意思決定支援のポイントをまとめた指針（執務参考資料）である。後見人は、後見事務を行うにあたり、本人の多様性に応じて広い裁量を有しているが、他方で、民法 858 条は、後見人が後見事務を行うに当たっては本人の意思を尊重しなければならないと定めており、後見事務が本人の意思に沿ったものとなることを求めている。以上のことを前提として、後見事務における意思決定支援は、個々の事案において、本人の置かれた具体的状況の下、本人の意思を引き出し真意をくみ取るための実践的・効果的な方法として考えられている。今後は、本ガイドラインが、専門職に限らず親族・市民後見人、法人後見の担当者等も含め、広く後見人が後見事務を行うにあたって参考とされ、更には中核機関や介護、福祉等の事業者等の関係機関にもその考え方が周知され、成年後見制度を利用している高齢者、障害者等の意思決定支援についての共通理解が深まることが期待される。なお、本ガイドラインは、先行して策定・公表されていた意思決定支援に関する 4 つのガイドライン、すなわち「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」（厚労省社会・援護局 平成 29 年 3 月）、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」（厚労省老健局 平成 30 年 6 月）、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」（厚労省医政局 平成 30 年 3 月）及び「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」（平成 30 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）「医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究」班令和元年 5 月）を踏まえ、その成果も参照しながら、これらとも整合的な後見事務における意思決定支援のガイドラインを策定したものであることから、今後、本ガイドラインによって示された意思決定支援の考え方を実務に定着させるためには、これらの先行するガイドラインを折に触れ参照することも欠かせない。

なお、本ガイドラインによって整理された後見事務における意思決定支援の考え方を前提として、厚労省は、令和 2 年度から、専門職後見人を主な対象者とする「後見人等への意思決定支援研修」を実施しており（みずほ情報総研株式会社受託）、当法人は、そのカリキュラム、教材等の作成及び同研修の実施のための事業である「後見人等への意思決定支援研修・広報啓発事業」の企画委員会に委員を派遣したほか、10 人の講師を派遣して、同事業に協力した。

また、成年後見制度利用促進に向けた「任意後見・補助・保佐等の相談体制強化・広報事業」及び「日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度との連携の在り方等についての調査研究事業」の 2 つの厚労省の委託事業（前者は社会福祉法人全国社会福祉協議会（以下「全社協」という。）受託、後者は公益社団法人日本社会福祉士会受託）の運営委員会等に委員を派遣してこれらの事業の実施に協力したほか、市町村、中核機関、権利擁護センター、市町村社会福祉協議会等の職員を対象として、厚労省が全社協に委託して実施した「令和 2 年度成年後見制度利用促進体制整備研修」の基礎研修及び応用研修にも講師を派遣した。

そのほか、厚労省 社会・援護局 障害保健福祉部が実施した「成年後見制度における市町村長申立に関する実務者協議」第2回（令和2年11月27日）における、成年後見の市町村長申立てにおける親族調査の在り方に関するヒアリング調査、及び厚労省委託（一般財団法人日本総合研究所受託）令和2年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（社会福祉推進事業分）事業「成年後見制度利用促進基本計画における地域連携ネットワークと中核機関の体制整備上の課題分析と効果的手法に関する調査研究事業」における、成年後見制度利用対象者イメージ並びに権利擁護支援、成年後見制度の適切な利用が進まない場合の諸課題、各事例の深刻さ（成年後見制度を利用することが望ましいと思われる方が制度を使わずにいるとどのような状況になるのか、首長申立が適切に行われなかったことによりどのような深刻な状況が起きているのか）等についてのヒアリング調査にも協力した。

当法人の事業及び当法人の会員の後見事務の実績に基づく意見、提言等が国の基本計画に基づく日本の成年後見制度利用促進施策の総合的かつ計画的な推進の一助となっていることに誇りを持って、当法人は今後も着実に歩みを進めたい。

4 将来に向けた財政基盤の再構築の検討

平成31（令和元）年度に策定した「財務運営の検討に関する基本方針」に沿って当法人の財務運営改革に必要な諸施策を実施していくとともに、その実現に向けて日司連及び全国の司法書士会の理解を求めているところである。

法人内部では、全国で一つの法人としてのガバナンスを構築し、支部間のできる限りの平準化を図るため、令和2年度は、支部旅費支給基準を施行するとともに支部手当等支給基準等を策定した。また、源泉徴収事務をはじめとする経理処理を見直し全国の運用統一の徹底を図ったほか、支部役員手当の平準化や財政状況が悪化した支部への運営資金助成のしくみ等の検討を行った。令和3年度も改革に必要な事業を着実に実施していく。

日司連及び全国の司法書士会との関係では、現在、司法書士会の単位ごとに全国50の支部を設置しているが、今後もより強固な連携協力関係を維持しつつ地域において必要な公益目的事業を積極的に推進していくため、支援のしくみ（全国同一基準による事務委託費の算定）の構築について理解を求めているところである。令和5年度からの実施をめざすところ、その行程はまだ道半ばであるが、令和3年度も引き続き丁寧な説明を行い、理解を求めていく。

なお、当法人の組織運営についても、本年度より日司連との合同会議において検討を開始した。主に「総会運営のあり方」「役員選任方法について」「常任理事会・理事会の運営について」につき検討を重ね、中間報告書を作成し一定の大きな方向性を示した。令和3年度も引き続き検討を重ね、財務運営改革と並行して組織運営改革を実施していく。

第2 重点目標

【公益目的事業】

I 公1 専門職後見人養成・指導監督事業

1 公1 - ① 専門職後見人指導監督事業

(1) 執務管理支援

- ① 業務報告書の提出義務の確認
- ② 業務報告書提出義務の履行確保に関する運用指針の推進と見直し
- ③ 「執務基準」策定に伴う会員指導の充実及び支部における執務支援管理の精度向上を目的とした支部執務担当者に対する精査講習資料の提供
- ④ 任意代理マニュアルの見直し
- ⑤ 司法書士法人による後見事務等の履行体制基準の見直し
- ⑥ 任意代理契約（三面契約）の契約内容確認作業

- ⑦ 預貯金通帳等の全件原本確認の実施
- ⑧ 後見事務の遂行に関して支部等から寄せられる相談への対応
- (2) 業務審査委員会における検討に関する事項
- (3) 紛議に関する事実関係の調査

2 公1 - ② 専門職後見人養成事業

- (1) 後見人等候補者名簿新規登載及び登載更新研修の実施並びにその研修用録画 DVD の作成
- (2) 第6回指定研修の実施及びその研修用録画 DVD の作成
- (3) 研修内容の充実及び研修受講機会確保を目的とした新たな研修の在り方についての検討
- (4) 支部研修に対するバックアップ体制の充実と研修の共通補助教材の検討

II 公2 法人後見・法人後見監督事業

- 1 個人後見を補完するための法人後見及び法人後見監督事業の実施
- 2 事務担当者・支部・本部間の情報共有体制の充実
- 3 一定の高額資産保有事案における法人後見監督事件の増加に伴う受託態勢の整備

III 公3 成年後見普及啓発事業

1 公3 - ③ 高齢者・障害者相談事業

高齢者・障害者のための成年後見相談会及び全国出張相談援助事業の実施

- (1) 特定援助対象者法律相談援助事業の活用促進

2 公3 - ⑤ 成年後見制度調査研究事業

3 公3 - ⑥ 成年後見普及促進事業

- (1) 成年後見制度利用促進基本計画に基づく施策の円滑な実施のための活動
- (2) 地域における法人後見事業等への対応

【法人管理業務等】

- 1 将来に備えるための支出削減を含む適正な法人運営と公益増進のための組織財政改革
- 2 LS システム検討事業
 - (1) LS システムが備える各種機能の改良に向けた仕様の検討及び実装
 - (2) LS システムにおける新機能の検討及び実装に向けた準備
- 3 未成年後見事業実施のための具体的な検討
- 4 個人情報保護のための安全管理措置の実施

第3 具体的事業計画

I 公1 専門職後見人養成・指導監督事業

1 公1 - ① 専門職後見人指導監督事業

(1) 執務管理支援

① 業務報告書の提出義務の確認

会員の指導監督を行うことは当法人の主たる事業であり、会員の指導監督は会員から業務報告がされて初めて実施が可能となる。全ての会員が遅滞なく業務報告を行うことが当然の状況であることを実現すべく法人全体として取り組んだ。今後もこれまでの取組を粘り強く、そして徹底して実施していく。

② 業務報告書提出義務の履行確保に関する運用指針の推進と見直し

業務報告書提出義務の履行確保に関する運用指針（以下「運用指針」という。）に基づく手続を進める中で、同じ会員に対し、理事長指導や理事会による業務改善命令を複数

回発している事例が散見される。業務報告の提供があれば、その都度運用指針の手続は中止しているが、支部及び本部の執務管理担当者並びに事務局職員がこのような会員に費やす時間的経済的負担は計り知れない。担当者及び職員の負担軽減のためにも運用指針の手続の見直しを令和元年度に引き続き検討を行った。

③ 「執務基準」施行に伴う会員指導の充実及び支部における執務支援管理の精度向上を目的とした支部執務担当者に対する精査講習資料の提供

令和2年度は、執務管理センターで行われる各種業務の作業手順を検討し、執務管理センター業務の効率性、指導監督の実効性等の観点から、業務報告の第一次精査に関する全国統一的な精査項目やその作業手順の概要をまとめた。

④ 任意代理マニュアルの見直し

財産管理等委任契約（委任者の生活、療養看護又は財産の管理に関する事務を受任者に委託する内容の通常の任意代理の委任契約）（以下「任意代理契約」という。）については、平成18年の高額報酬受領事件を教訓に、平成19年9月26日再発防止策（任意代理マニュアル）が通知され、平成22年4月22日LS発第40号通知で再度会員に周知をし、徹底を要請している。しかしながら、時間の経過とともに任意代理マニュアルを遵守しないで契約を締結する会員、あるいは現状においては単独の任意後見契約締結に関しては支部の関与なしに契約の締結ができるので、当法人への業務報告同意条項のない契約を締結する会員も散見される。これらを踏まえ、任意代理契約・任意後見契約・死後事務委任契約の本部推奨契約書のひな型を作成し、現状の任意代理マニュアルの全面的見直しを令和元年度に引き続き検討を行った。

⑤ 司法書士法人による後見事務等の履行体制基準の見直し

当法人における法人正会員による後見事務等の指導監督は、「司法書士法人による後見事務等の履行体制基準」を唯一の指針として実施されているところ、昨今、複数の支部に事務所を置く大規模な司法書士法人が正会員となるケースが増加しており、「司法書士法人による後見事務等の履行体制基準」のみでは必ずしも適切に対応できない事例が生じている。法人正会員による後見事務等の指導監督には、個人正会員による後見事務等の指導監督とは異なる課題が多数生じることから、司法書士法人による後見事務等の履行体制基準の見直しについて検討を行った。

⑥ 任意代理契約（三面契約）の契約内容確認作業

従前、任意代理契約のうち当法人を監督人とするもの（いわゆる三面契約の任意代理契約）の締結時の契約内容の確認作業は、法人後見委員会が担当してきたが、令和元年度からは、これを執務管理委員会に移管し、これまで以上に速やかに契約内容の確認作業に対応する体制を整えた。令和2年度もこの確認作業を実施した。なお、任意代理事務の監督自体は引き続き法人後見委員会が担っている。

⑦ 預貯金通帳等の全件原本確認の実施

預貯金通帳等の全件原本確認は、不正事件の再発防止策、特に不正事件の「抑止策」であり、会員が受託している後見等事件全件について預貯金通帳、定期預貯金証書等の原本確認を行う事業である。本事業は、平成27年度に開始し、平成29年度から本格的な実施に移行して重点的に取組み、平成31年（令和元）年度末において48支部で当初予定の調査が一巡した。

全件原本確認委員会では、引き続き全支部における早期の実施に向けて、新型コロナウイルス感染症の状況も踏まえながら、残る2支部と個別に協議を行うなど実施状況の把握に努めた。その結果、令和2年9月に全支部での調査が一巡し、LSシステム原本確認機能への調査結果登録者数は6,349名となった（令和3年9月7日現在）。これを受け、令和2年11月に内閣府公益認定等委員会に「全件原本確認実施報告書」を提出して報告

した。

一方、すでに全件原本確認の実施を一巡した多くの支部では、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、当初予定した実施には至らなかった。

⑧ 後見事務の遂行に関して支部等から寄せられる相談への対応

ア 後見事務の遂行に関して支部等から寄せられる相談への対応

会員執務支援を充実させる体制整備の一環として、業務相談委員会において問題事例、対処困難事例等の相談に応じた。具体的には、会員が日々の後見業務を行う中で判断、対応又は処理に迷う事案のうち、当該事案を直接に担当している会員はもちろんのこと、その会員の所属支部においても、判断、対応若しくは処理に迷い、暫定的な取扱いを継続している案件、又はすぐには結論を出すことができずにやむを得ず保留扱いとしている事案など、いわば、支部又は会員の手元に溜まってしまっている問題事案、困難事案その他の検討を要する事案について、支部からの照会に基づき業務相談委員会において必要な整理、検討を加えて、一応の結論又は方向性を出す作業を行う。

イ 相談事例及び苦情事例の集積並びにその情報の会員に対する提供

業務相談委員会に回付された事案等について一定の整理をしたほか、紛議調査委員会と連携して会員への注意喚起として整理したものとして「後見業務ヒヤリ・ハット通信」を配信した。

ウ 各支部における苦情対応の適否の検討について

支部において対応した苦情について業務相談委員会において確認作業を行い、支部の対応について検証をした。また、その後の経過を見守りつつ必要な助言を行った。

エ 成年後見業務に関する法令等の解釈の検討

会員執務の普遍的な支援の一環として、会員執務の適正な遂行に資するため、成年後見業務に関する法令等の解釈上疑義のある課題につき業務相談委員会において必要な検討を加え、一定の見解を提示する作業を行った。

また、現在、当法人の会員が後見人等を行う際に当法人への寄付を募ることや、被後見人等が遺言をする際に当法人への遺贈を進言することは、会員執務規則の規定により行えないと解釈され、運用されているが、第 26 回定時総会の監事意見にて、「当法人の業務の社会的必要性、厳格な業務執行方法等、他から何ら批判されることのない公益的活動を行っているのであるから、会員が関与した被後見人等からの寄付や遺贈をいただくことの余地は一定程度残しておくべきではなかろうか。」との指摘がなされたことから、「社会的な批判を受ける余地のない方法により寄付や遺贈を受けることを可能とする条件等」につき、どのような対応が可能かを検討した。

(2) 業務審査委員会における検討に関する事項

会員の後見人候補者名簿及び後見監督人候補者名簿（以下、両名簿を総称して「後見人等候補者名簿」という。）への登載の是非の審査並びに後見実務上の問題及び会員へのアドバイス等についての協議のため、定期的に業務審査委員会を開催している。当法人の事務の適正な遂行の確保に果たしている業務審査委員会の役割の重要性に鑑み、また、法人業務適正検討有識者会議報告書における指摘も踏まえ、業務審査委員会における協議時間をできるだけ多く確保できるよう努めているが、令和 2 年度はコロナ禍の影響を受けたことから、会議を開催するために WEB 会議システムを導入し、業務審査委員会の審議方法等についてできるだけ支障をきたすことのないよう工夫した。

(3) 紛議に関する事実関係の調査

理事長から付託された4件の事案につき、支部と連携して紛議調査委員会において事実関係の調査、資料収集及び関係者等に対する事情聴取等を行い、調査が終了した事案について、その結果を理事会に報告した。報告した事案のうち1件につき対象会員に対して理事会による業務改善命令の発令をし、1件につき対象会員に対して理事長が指導をした。

(4) 支部本部間の情報交換の充実と支部活動支援

これまで、事業計画における重点目標を中心に支部と本部との間において速やかな情報伝達と意見交換を行うことを目的として協議等をする機会を設けてきており、令和2年度においても同様に取り組んだ。また、地域と会員に直接関わる支部と法人運営全般を担う本部とが、情報共有するために情報の伝達を積極的に行うことで一体となり、迅速かつ効果的な組織運営が展開できるように努めた。

なお、令和2年度はコロナ禍の影響により、WEB会議システムを導入して開催するなどして、会議開催に支障をきたさないよう工夫した。

① 全国支部長会議

当法人が抱える重要課題に関し、一つの組織として統一的な組織運営を行えるよう、本部からの報告や全国の支部長と本部役員とが協議・意見交換をした。なお、令和2年度は、100名を超える出席者でのWEB会議の円滑な議事の進行が可能か試行する目的で令和2年10月に第1回全国支部長会議を開催し、そこでの運用を評価・検証した上で、例年度同時期の令和3年2月に、大きな混乱もなく第2回全国支部長会議を開催した。

② ブロック会議

会員執務支援、相談、成年後見人等の推薦をはじめとする日常業務のほか、市町村又は都道府県の福祉行政、権利擁護支援の地域連携ネットワークと中核機関、社会福祉協議会、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）等への対応、各地の高齢者虐待防止ネットワークへの参加等、支部に期待される役割は大きい。とりわけ、現在、重点的に取り組んでいる成年後見制度利用促進関連の活動は、各地域において対応が異なってくることが想定されているので、支部に期待される役割は大きい。令和2年度は、コロナ禍の影響もあり、WEBでの出席も可能とするWEB会議システムを導入して、例年同様、ブロック単位で支部担当者による支部運営、会員執務の支援等に関する協議の場を設けていただき、各支部の運営等につき意見交換、協議等をした。

③ 支部本部連絡会議

令和2年度は、コロナ禍の影響もあり、WEBでの出席も可能とするWEB会議システムを導入して、例年同様、支部と本部が当面する課題等につき意見・情報交換をすることで問題意識や情報の共有化するよう取り組んだ。また、日頃本部委員会委員等として活動する支部の会員からも各支部、ブロック等へ本部の情報を伝達する役割を担っていただくことで、支部活動の活性化と効率的な組織運営に役立つよう努めた。

④ 本部役員による支部訪問

本部役員による支部訪問は、本部役員が会員及び支部役員に対し本部の事業の執行方針、執行状況、その背景事情等について説明するとともに、支部の活動状況、本部の執行方針等に対する意見等を聴取する場を設け、これらの諸課題及びそれに対する執行方針等について懇談することにより、支部本部の役員・会員間で認識共有を図ることを目的として実施しており、これまで40支部において実施済みであるが、令和2年度はコロナ禍により実施していない。

⑤ 支部運営研修

令和2年度は、コロナ禍の影響を受けてWEBでの出席も可能とするWEB会議システムを利用した会議が多く開催されたが、いまだコロナ禍の収束する兆しが見えていないため、令和3年度開催予定の支部運営研修はWEB会議システムの利用も視野に入れながら、開催に向けた準備に着手した。

⑥ 支部への情報発信

令和2年度も引き続き、各種情報の共有化と支部運営の活性化・効率化を目指して、支部に対し効果的に情報を提供すべく努めた。具体的には、適時にメール送信や会員通信を利用して支部及び支部長に対して情報を提供したり、支部からの照会事項に対する回答を伝達したりした。また、会員通信を利用して、成年後見制度利用促進や意思決定支援に関する情報や後見事務における各種手続きに関する情報等の提供のほか、シンポジウム・セミナー・学会などへの参加報告や理事会報告等を行った。令和2年度には、Vol.580からVol.655まで合計76回の会員通信を発行した。なお、発行した会員通信については、会員専用ウェブサイトの組織情報の中の会員通信に年代別に掲載されている。

そのほか、対内的な情報発信以外にも、日司連が発行する「月報司法書士」に次のとおりの投稿を行い、当法人に未入会の司法書士に対し入会を促すとともに、成年後見制度や当法人の活動についての周知を図った。

	書籍・雑誌名	内容	執筆者
1	月報司法書士4月号	リーガルサポート再生のための基本方針に基づく研修制度改革の実施	恒松 史帆
2	月報司法書士5月号	当法人における法人後見事業の現状と課題	稲毛 翔平
3	月報司法書士6月号	「成年後見関係事件の概況」から	安井 祐子
4	月報司法書士7月号	成年後見制度利用促進基本計画に係るK P I	野村 真美
5	月報司法書士8月号	令和2年度事業計画について	西川 浩之
6	月報司法書士9月号	リーガルサポートの広報事業～近年の広報委員会の活動を中心に～	大島 留美子
7	月報司法書士10月号	後見業務ヒヤリ・ハット通信	田代 政和
8	月報司法書士11月号	当法人が後見等監督人として会員後見人を監督する事業の実情と課題	山口 悦子
9	月報司法書士12月号	任意代理契約におけるリーガルサポートの執務管理の取組	佐藤 忠之
10	月報司法書士1月号	任意後見制度において期待する中核機関の役割	矢頭 範之
11	月報司法書士2月号	成年後見制度施行20周年記念シンポジウムその準備から開催を迎えるまで	蒔山 明宏
12	月報司法書士3月号	「公益信託 成年後見助成基金」について	野村 真美

⑦ 遠距離後見交通費助成

近隣に専門職後見人がいない地域の後見等事件において遠方にいる当法人の会員が成年後見人等に就任した場合に、面談等のための移動時間や成年被後見人等の資産額等の一定の要件を満たすときに、会員からの申出に基づき交通費実費相当額を助成した。令和2年度は、助成金交付請求のあった16件に対し、合計392,043円を助成した。

2 公1 - ② 専門職後見人養成事業

(1) 後見人等候補者名簿新規登載及び登載更新研修の実施並びにその研修用録画 DVD の作成
新規登載研修については、静岡支部の協力を得て新規登載研修会を実施し、収録を行った。収録した研修については、研修用録画 DVD を作成して配付するとともに、LS システムオンデマンド研修に掲載して配信した。

(2) 第6回指定研修の実施及びその研修用録画 DVD の作成

「会員の不正行為と再発防止策を振り返る」をテーマとした指定研修を実施し、収録を行った。収録した研修については、研修用録画 DVD を作成して配付した。

(3) 研修内容の充実及び研修受講機会確保を目的とした新たな研修の在り方についての検討

新型コロナウイルス感染症の拡大により集合研修が実施できない状況を踏まえ、会員の研修受講の機会の確保を目的として、インターネット等を利用したいわゆるオンデマンド研修の実施について検討を行い、令和2年10月1日よりLSシステム会員マイページからオンデマンド研修を受講できるようLSシステムの改修を行い、「LSシステムオンデマンド研修」の運用を開始した。LSシステムオンデマンド研修の運用開始当初には5つの登載更新研修を掲載して配信し、その後、令和2年11月には新規登載研修を掲載して配信を開始した。また、新たな研修の在り方としてWEB会議システムを利用した研修の実施方法についても検討を行い、これらの実施に伴い必要な「研修規程」及び「研修実施要綱」の改正並びに「会員研修と後見人等候補者名簿登載・更新の手引き」の改訂を行った。

また、令和2年度から行われている、厚労省による「後見人等への意思決定支援研修」の内容を踏まえ、当法人による意思決定支援に関する研修会の検討を行った。

さらに、令和2年度中には研修実施までには至らなかったが、福祉関係機関との合同研修会で使用することを想定した特定援助対象者法律相談援助を題材としたディスカッション形式の研修課題について検討を行った。

(4) 未成年後見事業の実施のための研修及びそのために必要となる諸規程の整備

未成年後見事業を追加する公益目的事業の変更認定の見通しが立っていないため、未成年後見事業の実施を前提とした研修及び諸規定の整備に関する検討は行っていない。なお、未成年後見に関する研修のうち、成年後見との比較等で成年後見についても触れた研修については、認定研修として単位付与の対象とした。

(5) 支部研修に対するバックアップ体制の充実と研修の共通補助教材の検討

① LSシステムへの研修管理システムの実装に伴う今後の課題の整理及び機能向上の検討
LSシステムオンデマンド研修の開始後、同システムの利用により生じた課題等について検討を行った。

② 後見人等候補者名簿新規登載及び登載更新研修用録画 DVD の配付及びLSシステムオンデマンド研修による配信

令和2年度中に支部に配付した研修用録画DVD及びLSシステムオンデマンド研修に掲載して配信した研修は次のとおりである。なお、「研修テーマ」の冒頭の番号は、研修実施要綱別表必須科目表の番号を表している。

令和2年度研修用録画DVD一覧

No.	開催日	研修テーマ	単位数・種別
1	令和2年 1月25日	倫理研修「成年後見関係訴訟から見てくる成年後見人の責任と心構え～ヒヤリハット事例の解析～」	1.5 (更新・倫理)
2	令和2年 2月5日	成年後見制度と民事法律扶助制度の活用	1.5 (更新)
3	令和2年 4月7日	⑮指定研修 「会員の不正行為と再発防止策を振り返る」	1.5 (新規更新・指定)
4	令和元年 7月28日	⑬精神障害者の理解 令和元年度 成年後見人初心者用セミナー	1.5 (新規更新)
5	令和2年 8月15日	①法定後見等の相談・申立	1.5 (新規)
6	令和2年 8月15日	②成年後見の基礎実務①	1.5 (新規)
7	令和2年 8月23日	③成年後見の基礎実務②	1.5 (新規)
8	令和2年 8月15日	④リーガルサポートの報告制度	1.5 (新規)
9	令和2年 8月22日	⑤保佐、補助の基礎実務	1.5 (新規更新)
10	令和2年 8月23日	⑥後見等監督の基礎実務	1.5 (新規更新)
11	令和2年 8月22日	⑦成年後見等の事件終了の基礎実務	1.5 (新規更新)
12	令和2年 8月23日	⑨成年後見制度の理念とリーガルサポートの成立過程と役割	1.5 (新規更新)
13	令和2年 8月22日	⑩後見業務への心構え、後見人等の倫理	1.5 (新規更新)
14	令和2年 8月16日	⑪認知症の理解	1.5 (新規更新)
15	令和2年 8月16日	⑫知的障害者の理解	1.5 (新規更新)
16	令和2年 8月16日	⑬精神障害者の理解	1.5 (新規更新)
17	令和2年 8月15日	⑭虐待等、人権に関する内容	1.5 (新規更新)
18	令和2年 9月15日	⑤保佐、補助の基礎実務	1.5 (新規更新)
19	令和2年 9月29日	⑧任意後見の基礎実務（相談・契約含む）	1.5 (新規更新)
20	令和2年 8月29日	保佐・補助の実務 ～実務に根差した具体的な内容～	1.5 (更新)
21	令和2年 8月29日	執務姿勢～執務基準を実務にどのように反映させるか～	1.5 (更新)

22	令和2年 11月6日	成年後見制度施行20周年記念シンポジウム 「成年後見制度の未来～任意後見制度の利用促進と民事信託～」 〔基調講演1〕任意後見制度と民事信託の連携 ～諸外国の任意後見制度と比較して～ 〔基調講演2〕任意後見制度と民事信託の連携 ～民事信託から見た組合せの在り方を考える～	1.5 (更新)
23	令和2年 11月6日	成年後見制度施行20周年記念シンポジウム 「成年後見制度の未来～任意後見制度の利用促進と民事信託～」 〔パネルディスカッション〕成年後見制度の未来～ 任意後見制度の利用促進と民事信託～	2.0 (更新)
24	令和2年 11月17日	〔講義〕意思決定支援研修 「意思決定支援をふまえた後見実務の実際」	0.0 (更新・特別措置)
25	令和2年 11月17日	〔講義+ディスカッション〕意思決定支援研修 「意思決定支援をふまえた後見実務の実際」	0.0 (更新・特別措置) 1.0 (更新) 1.0 (ディスカッション 形式による単位)

令和2年度オンデマンド研修一覧			
No.	開催日	研修テーマ	単位数・種別
1	平成30年 10月17日	医療の現場における認知症高齢者の意思決定支援のあり方	2.0 (更新)
2	令和元年 5月11日	⑭虐待等、人権に関する内容	1.5 (新規更新)
3	令和元年 7月26日	⑮指定研修「成年後見制度利用促進基本計画後の『後見の専門職』の執務の在り方について」	2.0 (新規更新)
4	令和2年 1月25日	倫理研修「成年後見関係訴訟から見えてくる成年後見人の責任と心構え～ヒヤリハット事例の解析～」	1.5 (更新)
5	令和2年 2月5日	成年後見制度と民事法律扶助制度の活用	1.5 (更新)
6	令和2年 8月15日	①法定後見等の相談・申立	1.5 (新規)
7	令和2年 8月15日	②成年後見の基礎実務①	1.5 (新規)
8	令和2年 8月23日	③成年後見の基礎実務②	1.5 (新規)
9	令和2年 8月15日	④リーガルサポートの報告制度	1.5 (新規)

10	令和2年 9月15日	⑤保佐、補助の基礎実務	1.5 (新規)
11	令和2年 8月23日	⑥後見等監督の基礎実務	1.5 (新規)
12	令和2年 8月22日	⑦成年後見等の事件終了の基礎実務	1.5 (新規)
13	令和2年 9月29日	⑧任意後見の基礎実務（相談・契約含む）	1.5 (新規)
14	令和2年 8月23日	⑨成年後見制度の理念とリーガルサポートの成立過程と役割	1.5 (新規)
15	令和2年 8月22日	⑩後見業務への心構え、後見人等の倫理	1.5 (新規)
16	令和2年 8月16日	⑪認知症の理解	1.5 (新規)
17	令和2年 8月16日	⑫知的障害者の理解	1.5 (新規)
18	令和2年 8月16日	⑬精神障害者の理解	1.5 (新規)
19	令和2年 8月15日	⑭虐待等、人権に関する内容	1.5 (新規)
20	令和2年 11月6日	成年後見制度施行20周年記念シンポジウム 「成年後見制度の未来～任意後見制度の利用促進と民事信託～」 〔基調講演1〕任意後見制度と民事信託の連携 ～諸外国の任意後見制度と比較して～ 〔基調講演2〕任意後見制度と民事信託の連携 ～民事信託から見た組合せの在り方を考える～	1.5 (更新)
21	令和2年 11月6日	成年後見制度施行20周年記念シンポジウム 「成年後見制度の未来～任意後見制度の利用促進と民事信託～」 〔パネルディスカッション〕成年後見制度の未来 ～任意後見制度の利用促進と民事信託～	2.0 (更新)

③ 研修講師の派遣

支部等から要請のあった研修講師の派遣依頼について、次のとおり講師派遣を行った。

依頼元	開催日	研修テーマ・演目	講師（敬称略）
えひめ支部	令和2年 10月24日	意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドラインについて	西川 浩之

④ ブロック研修会・複数支部合同研修会開催の助成

令和2年度中は、支部に対する助成を実施していない。

⑤ 支部からの研修会の報告書の集計・整理

本部に報告される支部の研修会の内容について、研修規程第2条に定める研修の内容

に相応しいものかどうかについて精査を行い、疑義がある場合は当該支部に対し研修内容の確認をする等の対応を行った。また、研修内容について支部担当者から事前に問い合わせがあったものについては、その内容について検討を行うなどの対応を行った。

⑥ 支部研修担当者対象のメーリングリストの活用

支部研修担当者対象のメーリングリストを活用し、支部間及び支部本部間での研修に関する情報交換を行った。

(6) 法定後見ハンドブックの改訂作業

令和2年度は、令和3年度に「法定後見ハンドブック」を全会員に配付することを前提に、平成31年度に引き続き全面改訂の第二次作業を行った。

(7) 第7回香川研究大会の開催の準備

令和2年6月21日(日)に予定されていた第7回香川研究大会は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け中止となった。予定されていた次の研修の今後の活用方法等について検討を行った。

- ①「成年後見制度利用促進に対するリーガルサポートの役割・支援等について」
- ②「専門職後見人と震災対応～どう備えるべきか・どう行動すべきか～」
- ③「高齢者・障害者の地域での生活を支える視点～補助・保佐と日常生活自立支援事業～」

II 公2 法人後見・法人後見監督事業

1 法人後見業務

当法人は、令和2年度も、令和元年度と同様に、公益法人として、また、成年後見に取り組む専門職団体の第一人者として、個人では就任をためらうような困難な問題を内包する事案について、個人後見を補完するため、「法人後見事業」に取り組んだ。

令和2年度の法人後見受託件数の推移は、年度当初継続受託件数64件、新規受託件数3件、終了事件数16件、年度末継続事件数は51件であった。

(1) メーリングリスト及びクラウドシステムを活用した委員会活動

法人後見においては、事務担当者から支部を通じて本部の決裁を求められる場面が少なからずあるので、メーリングリスト及びクラウドシステムを活用することによって、事務処理の時間短縮・効率化を図った。さらに、WEB会議を大幅に取り入れたことにより、経費の削減をすることができた。

(2) 支部法人後見体制の強化の支援

当法人では、各支部の法人後見体制を確認し、積極的な指導を通して支部体制の強化・充実を図るため、必要に応じて支部訪問を実施しているところであるが、令和2年度中の支部訪問はなかった。

(3) 法人後見から個人後見への移行の推進

法人後見事件として受託中の事件につき、受託当初存在した個人での受託が困難な事情が解消したとして個人後見事件へと移行した事件は5件であった。

(4) 本部の指導監督機能の強化

支部を通じて事務担当者から提出される報告書につき、月末の報告期限後、クラウドシステムとメーリングリストを活用して翌月上旬までに精査を終えることとし、報告精査の迅速化を図った。

(5) 重要意思決定事項の一部支部移譲の実施

「法人後見受託事件についての本部法人後見委員会の承認権限の一部を支部法人後見委員会に移譲することに関するガイドライン」に基づき、法人後見事件における重要意思決

定権限の一部を支部に移譲しているが、令和2年度中に新たに権限移譲をした支部はない。

(6) 法人後見ハンドブックの改訂

平成29年度に行った「法人後見ハンドブック（法定後見用）」の改訂、平成30年度に行った「法人後見ハンドブック（任意後見用）」の改訂に続き、現在は「法人後見ハンドブック（後見監督用）」の改訂作業中である。なお、危機管理ハンドブックの改訂には着手することができなかった。

(7) 法人後見専用電話の活用

法人後見事件について、事件関係者から本部事務局に直接電話がかかってくることを避けるため、関係者に対して法人後見専用電話番号を通知している。当該電話番号にかかる電話は、電話受付代行業者が受け付けたのち、事務担当者が所持する専用携帯電話に連絡されるようになっており、現在は6台の専用携帯電話が稼働中である。

法人後見受託事件数推移（審判書及び任意後見契約締結件数による）（設立～R3.3.31）

種別		受託事件総数	内訳	
			終了事件総数	受託中事件数※
法定後見	成年後見人	91	82	9
	保佐人	29	22	7
	補助人	6	5	1
	成年後見監督人	91	91	0
	保佐監督人	1	1	0
	補助監督人	0	0	0
	審判前の保全処分（財産管理者）	3	3	0
	特別代理人	0	0	0
任意後見	任意後見契約〔発効前含む〕	82	53	29
	任意後見監督人	81	76	5

※令和3年3月31日現在

2 法人後見監督業務

東京家庭裁判所において当法人の会員が成年後見人等として選任されている後見等事件については、一定の高額資産保有事件につき一律に成年後見監督人等が選任される取扱いがなされているところ、岡山家庭裁判所からも同様の要請があり、当法人がその成年後見監督人等に就任している。平成29年度以降に当法人が受託した法人後見監督総事件数は402件であり、令和2年度末継続事件数は264件であった。

(1) 法人後見監督への対応

会員が受託している後見等事件のうち、東京家庭裁判所（本庁及び立川支部）が管轄裁判所となっている一定の高額資産保有事件について、当法人が成年後見監督人等として選任されるケースが増加している。また岡山家庭裁判所から同様の要請があり、慎重に検討し要請を受け入れた。このような他の家庭裁判所からの要請も視野に入れ、法人後見監督事件の増加に対応するため、その受託態勢を整備し、管理機能を充実させた。

(2) 法人後見監督執務体制の構築

法人後見監督用LSシステムが稼働して1年半が経過した。このシステムを利用して、会員である後見人等（以下「会員後見人等」と言います。）から報告があり、事務局職員による形式的精査（1次精査）、法人後見監督委員による実質的精査（2次精査）を経て、事務局職員と会員後見人等との面談による通帳等の原本照合実施という監督体制を構築している。各種ハンドブックも作成したが、実務にあわせて随時改訂を行っている。法人後見監督委員の研修も数回開催した。会員後見人等に対しては「執務基準」、「会員が受任している事件のうち本法人が成年後見監督人等に就任している事件における報告規程」等に沿った報告を求め、会員後見人等からの相談には委員を5グループに分けチームで対応し、会員後見人の資質の向上を支援する体制をとっている。

法人後見監督受託事件件数（審判書の件数による）（H29.4.1～R3.3.31）

（当法人会員を対象とした高額資産保有案件）

種別		受託事件件数	終了件数	継続件数
法定後見	成年後見監督人	272	100	172
	保佐監督人	90	24	66
	補助監督人	40	14	26

III 公3 成年後見普及啓発事業

1 公3 - ① 親族向成年後見人養成講座事業

2 公3 - ② 遺言と成年後見制度に関する説明会開催事業

成年後見制度の普及に係る支部事業の支援活動の実施

成年後見制度の普及活動に係る支部独自の事業としての①親族向け成年後見人養成講座事業及び②遺言と成年後見制度に関する説明会開催事業並びにその他の成年後見制度の普及という趣旨に合致する事業に対して、支部メニュー事業として1支部3万円を限度に助成し、支部からの要請に応じて小冊子、リーガルサポートプレス、アクセスブック等の広報誌を無償で提供した。

3 公3 - ③ 高齢者・障害者相談事業

(1) 災害対策事業

災害対応マニュアルに避難についての新型コロナウイルス対策を追加し、当法人本部ホームページに掲載して支部及び会員に提供し周知を図った。また、静岡支部主催の研修会において、災害対策委員会委員による同マニュアルを用いた研修を行った。

さらに、この災害対策委員会のメイン事業である無料同行訪問相談事業に関わる運営は、参加支部の協力により、昨年度までの東日本大震災（宮城・ふくしま・岩手支部）、令和元年度の台風15号、19号による被災者（宮城・ふくしま・山形・岩手・神奈川県・埼玉・千葉県・茨城・とちぎ・群馬・山梨・ながの・新潟県・三重支部）に加えて、令和2年5月から7月までの豪雨による災害の被災者に対する市民救援活動を実施するために、岐阜県・しまね・福岡・佐賀・熊本・鹿児島各支部を対象に加えた。今年度の実績は、次の通りである。

NO.	支部	依頼先	訪問同行日	同行者
1	ふくしま支部	社会福祉法人福島市社会福祉協議会 福島市権利擁護センター	2020/7/31	ふくしま支部会員
2	ふくしま支部	たるかわ居宅介護支援センター	2020/8/19	ふくしま支部会員
3	宮城支部	将監地域包括支援センター	2020/11/10	宮城支部会員

4	ふくしま支部	常磐・遠野地域包括支援センター	2020/12/14	ふくしま支部会員
5	宮城支部	袋原地域包括支援センター	2021/1/27	宮城支部会員
6	ふくしま支部	社会福祉法人郡山市社会福祉協議会	2021/2/18	ふくしま支部会員

また、被災地の司法書士会及び当法人支部との連携体制の構築が重要となってくることから、日司連の市民救援委員会との意見交換会を実施し、被災地情報も頂き対応した。

(2) 高齢者・障害者のための成年後見相談会の実施

高齢者・障害者のための成年後見相談会は、例年、各支部が単位会との共催により実施しているものであるが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、日司連が各単位会に対して積極的な開催を推奨しない方針を決定したことから、各単位会との協議の結果、開催を見送る支部が多数あり、例年に比べて実施数は減少した。地域の実情を踏まえ新型コロナウイルス感染防止対策を講じた上で相談会を開催した支部もあり、本相談会事業の実施支部に対しては、支部メニュー事業の一環として助成を行い、また、支部からの要請に応じて、本相談会開催の際に使用する小冊子やリーガルサポートプレス、アクセスブック等の広報誌を無償で提供した。

(3) 全国出張相談援助事業の実施

日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）は、これまでも福祉機関と連携して高齢者・障害者に積極的に働きかけ、法的問題を含めた総合的な問題の解決を図る司法ソーシャルワークの推進に取り組んできたところ、改正総合法律支援法が全面施行（平成30年1月24日）され、認知機能が十分でない高齢者・障害者を対象とする特定援助対象者法律相談援助事業が開始されたことにより、高齢者・障害者に対する法的支援における法テラスの役割は更に重要なものとなっている。そして、高齢者・障害者等に対する法的支援の更なる充実のため、福祉機関との連携促進や法的支援の担い手をより一層充実させていく必要がある。

そのためには、当法人の会員が、法テラスの特定援助対象者法律相談援助事業を積極的に活用することが求められるほか、同事業の対象とならない事案であっても、会員が安心して後見開始等の審判の申立て等に関する出張相談に応じることができる環境を整備する必要がある。そこで、平成30年4月1日から、法テラスの特定援助対象者法律相談援助事業を補完する施策として、同事業を利用することができないケースを対象とする支部の助成事業に対して本部が助成をする「全国出張相談援助事業」を実施しており、令和2年度も引き続き同事業を実施した。

(4) 法テラスとの連携

令和元年の司法書士法改正の衆議院における決議に際して、「総合法律支援法に基づく特定援助対象者法律相談援助事業に関して、司法書士の更なる活用を進めるなど、関係団体と連携しつつ、国民の権利擁護及び利便性の向上に資するよう努めること」との附帯決議がされたことに鑑み、法テラスの民事法律扶助事業のうち、特に、「成年後見人等申立て」に係る書類作成援助と特定援助対象者法律相談援助を会員又は特定援助機関（法テラスの特定援助対象者法律相談援助の実施の申入れをすることができる地方公共団体又は福祉機関等）が利用しやすい環境を整備することが求められている。

そのような認識も踏まえ、法テラス、日司連及び当法人は、高齢者・障害者に対する法的支援の一層の充実を図る上で相互の協力関係の強化が必要であるとの共通理解の下、平成29年度、7回にわたり「司法書士と法テラスとの連携方策検討会」を開催し、その成果として、

平成 30 年 1 月 22 日、「司法書士と法テラスとの 10 の連携方策」をとりまとめている。この「司法書士と法テラスとの 10 の連携方策」を踏まえて、令和 2 年度は、上記の全国出張相談援助事業を実施したほか、会員に法テラスとの民事法律扶助契約を促し、あわせて民事法律扶助制度の利用、特に書類作成援助及び特定援助対象者法律相談援助の有機的な活用を促すための情報を提供する研修 DVD を作成し、支部に配付して、法テラスの民事法律扶助事業、特に書類作成援助及び特定援助対象者法律相談援助の活用を促す活動をした。書類作成援助及び特定援助対象者法律相談援助の有機的な活用を促す内容の研修会の実施については、支部から要望があれば本部から講師を派遣するので、令和 3 年度以降も各支部で企画・実施していただきたい。

そのほか、平成 29 年度以降継続的に行っている法務省 大臣官房司法法制部 司法法制課及び法テラス本部との定期協議にも参加し、上記「司法書士と法テラスとの 10 の連携方策」の進捗状況を確認する作業を行った。

4 公 3 - ④書籍等出版事業

(1) 「実践 成年後見」の企画等

① 「実践 成年後見」の企画並びに企画上程

「実践 成年後見」は平成 12 年創刊以来、令和 3 年 3 月現在まで 91 号が発刊されている。実践成年後見企画委員会では、本誌の骨組みとなる企画を担当し、その時々に応じた話題や視点が盛り込まれるよう企画提案を行っている。

また、学者、弁護士、社会福祉士及び司法書士で構成する株式会社民事法研究会の「編集委員会」に当法人の委員を派遣し、企画を上程している。その他の活動概要は次のとおりであった。

- ・年 6 回の委員会を開催した。
- ・メールで開催された「編集委員会」に委員が参加した。
- ・コラム「かんとくにん?」「つかってる? 補助・保佐」を企画立案し、執筆した。
- ・岡山県で開催されている「実践成年後見 読み合せ会」を取材し、第 90 号に取材記を執筆した。

② 成年後見関連シンポジウム、日本成年後見法学会学術大会等の取材

成年後見や障害者支援等をテーマとしたセミナー・シンポジウムを取材し、「参加しました」を執筆した。日本成年後見法学会第 17 回学術大会を取材した。

③ 事例の収集

当法人会員ならではの経験豊富な事例を取り上げるため、多くの支部から会員を募り、執筆していただいた。

④ 「実践 成年後見」定期購読促進

本誌の創刊に当法人が深く関与したこと、本誌が唯一の後見専門誌として後見業務に携わる者の日々の行動指針となっていることから、会員通信等で当法人の会員に対し定期購読の勧誘を行うとともに、ブロック会議において新入会員に対する本誌の紹介を呼びかけるなど、定期購読の促進に努めた。

(2) 書籍出版事業

① 新日本法規出版「成年後見の実務 ―フローチャートとポイント」の編著・出版

平成 29 年より取組んでいた法定後見に関する入門者・初心者向けの書籍が完成し、8 月に発刊された。

② 新日本法規出版「任意後見マニュアル (仮称)」の編著

執筆担当者を選任し、書籍の内容・執筆方針について検討したうえ具体的な執筆作業

を開始した。

③ 「月刊登記情報」連載記事の監修

全国の支部に協力を依頼し、各支部から推薦された会員に執筆への協力要請をした。具体的な後見業務を題材にした記事により、読者に後見制度への関心を持ってもらい、現に後見業務に携わっている読者には業務の参考の一助になることを念頭に置いた。

5 公3 - ⑤ 成年後見制度調査研究事業

(1) 制度改善検討委員会による調査研究事業

① 補助・保佐の活用に向けた改善提言の作成

昨年度に引き続き補助・保佐類型の活用についての課題の検討を続け、②に記載のとおり報告書の作成にとりかかった。改善提言の作成については今後も検討する。

② 香川研究大会分科会の担当

第7回香川研究大会が中止となったため、担当するはずであった分科会「地域生活を安心して送るための補助・保佐の利用～日常生活自立支援事業との関係の中で～(仮)」について検討を続け、報告書を取りまとめている。小賀野晶一氏(中央大学法学部教授)及び高橋健輔氏(名古屋市社会福祉協議会)にも原稿を依頼した。

③ 任意後見制度の利用に当たっての課題の検討

令和2年9月に当法人と日司連が共同で「任意後見制度の利用促進に向けての提言」を公表した。任意後見制度については、任意代理契約からの移行型の利用に関する問題、任意後見契約発効の恣意的抑制の問題、任意後見監督人の報酬の問題など、さまざまな課題があるので、今後もこれらを整理し、検討することが必要である。

④ その他成年後見制度の改善に向けた調査活動、意見交換会等の実施

近年、金融機関において、預金者(本人)の判断能力が不十分な状況になった場合に備えた金融商品が提供され始めており、これらの金融商品に関する当法人の考え方について検討し、会員や支部への周知文書をまとめた。

成年後見制度や成年後見制度に関連する会議や学会等については個別に参加し、それぞれが得た情報を共有するに留まった。

6 公3 - ⑥ 成年後見普及促進事業

(1) 各種成年後見制度普及促進事業

① 日本成年後見法学会との連携・同学会の活動支援

令和2年度は、おおむね5年間を計画期間とする成年後見制度利用促進基本計画の第4年度に当たり、多くの地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の機能のうち、広報機能・相談機能の整備が進んだほか、先進地域においては、徐々にではあるが、成年後見制度利用促進機能・後見人支援機能の整備も進んだ。当法人は、平成29年度来、日司連とも連携しながら、市町村計画の策定、そのために必要となる当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して基本的な事項を調査審議させる等のための審議会その他の合議制の機関の設置、更にはその前提となる当該市町村における成年後見制度の利用の促進に係る条例の制定等の市町村の努力義務の実行を促し、あるいはその実行に協力する活動を行ってきたが、そのような活動においては、法律、介護、医療、福祉等に関わる他の各専門職団体のほか、日本成年後見法学会との連携が不可欠であり、令和2年度も、日本成年後見法学会と協力して日本の成年後見制度の課題解決に向けた活動をしてきた。

また、同学会に対しては、引き続き役員や委員を派遣し支援をした。

② 研修会等への講師派遣

社会福祉士会、税理士会等の各種団体や国・地方公共団体等から研修講師等の派遣要請があった場合には、本部役員を派遣し又は支部に対して講師の派遣を要請しているところである。

これらの派遣に当たっては、今後も、当該団体の特性を考慮し、地域からの要請には地域で、地域を越えあるいは全国的な団体の要請には本部で応える、というスタンスで対応していく。

なお、支部等から要請のあった研修講師の派遣依頼について、本事業報告 12 頁 (5) ③ の表のとおり講師派遣を行った。

③ 成年後見制度利用促進基本計画に基づく施策の円滑な実施のための活動

令和 2 年度は、平成 29 年度からスタートした成年後見制度利用促進基本計画に基づく成年後見制度の利用の促進に関する施策も中間検証を経て後半戦に入った。しかし、新型コロナウイルスの影響により、政府や自治体の活動も制限される中、促進活動も制限されることとなった。当法人は、政府や自治体の施策とも連動して「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の一員として中核機関の機能の整備に取り組み始めている市町村等と連携して成年後見制度の利用促進を図る活動を行うとともに、全国の市町村における ア) 成年後見制度利用促進条例の制定、イ) 審議会その他の合議制の機関の設置、ウ) 市町村計画の策定、そして エ) 権利擁護支援の地域連携ネットワーク（協議会等）の設立及び中核機関の設置並びにその円滑な運営等についての要望及び協力申出に関する活動について、日司連及び単位司法書士会並びに日本司法書士政治連盟及び単位司法書士政治連盟と連携して行った。日司連とは協議会及び委員会へのオブザーバー出席等を通じ情報共有し議論を深め、日司連と共催で山口市において中核機関の設置運営を進める目的で「成年後見制度利用促進のための意見交換会 in 山口」を開催した。

また、特に意思決定支援に関する取組においては、意思決定支援ワーキンググループを中心に活動し、令和 2 年 10 月 30 日に「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」を発表することとなった。

権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備、成年後見制度利用支援事業の活用、拡充のための取組、後見制度支援信託・支援預金の利用検討における専門職の関与についての整理・検討、専門職及び専門職団体に求められる役割の整理等の具体的な提案、議論等について、原則として、弁護士会、社会福祉士会並びに司法書士会及び当法人の三専門職団体が協働して行った。

ア 最高裁判所及び法務省との連携

最高裁判所（事務総局家庭局）と定期的に協議を行い、成年後見制度の利用促進に関し意見調整等を行った。最高裁判所と三専門職団体との協議会を 7 回行い、最高裁判所の提案である「保佐人・補助人が行う事務について」「保佐人・補助人が行う監督イメージ」「後見制度支援信託・支援預金における専門職の関与について」「後見監督人に期待される役割と監督事務の内容について」「任意後見監督人の事務と役割について」「定期報告及び報酬付与事情申立書の書式について」「意思決定支援の側面を踏まえた後見事務の評価の在り方について」等についての運用の状況を把握しつつ協議した。また、最高裁判所中心の意思決定支援ワーキンググループでは後見人等による意思決定支援の在り方について協議を重ね、令和 2 年 10 月 30 日に「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」を発表した。

イ 厚生労働省との連携

厚生労働省社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室と成年後見制度の利用の

促進に関する施策について、緊密に連携して協力をしていくとともに、従来どおり、同省の老健局総務課認知症施策推進室及び社会・援護局障害保健福祉部とは連携しながら成年後見制度の利用促進に関する施策の立案、実施等に協力し、昨年に引き続き「令和2年度成年後見制度利用促進体制整備研修(国研修)」の実施に協力し講師派遣を行った。また、「任意後見・補助・保佐等の相談体制強化事業」(中核機関等からの二次的な相談等を受け、専門的な助言を行うバックアップ体制＝K-ねっと)に委員として参加及び専門相談員として2名派遣、「後見人等への意思決定支援研修・検討委員会」への委員を派遣及び「後見人等への意思決定支援研修」に講師を派遣、「日常生活自立支援事業関連制度と成年後見制度との連携の在り方等についての調査研究事業」に積極的に関与・協力した。

さらに、「成年後見制度における市町村長申立に関する実務者協議」に参加し「審判の請求に係る市町村間調整を円滑にするための方策について」「市町村申立における親族調査の在り方について」の取り纏めに積極的に関与した。

そして、「成年後見制度利用促進専門家会議」に資料提供するとともに委員を派遣し積極的に意見を述べた。

ウ 支部連続研修会等の提案、各地における先行的な好取組事例を紹介する内容のDVD等の配付、支部向けシンポジウム案の提案については、コロナウイルスの影響で研修会等の開催が難しく実施できなかったが、意思決定支援研修「意思決定支援をふまえた後見実務の実際」を東京支部とともに作成し、研修委員会と協議の上指定研修とした。

エ 成年後見制度利用支援事業拡充の支部への提案については、地域連携部会と協力して「成年後見人等に対する報酬に関するアンケート」を行い、資産や収入の少ない方の案件に関する報酬の付与、報酬の受領、報酬助成制度について多くの方から意見を頂いた。支部にフィードバックするとともに最高裁判所等との協議における貴重な資料として利用できるものとなった。

オ 任意後見制度の利用促進の検討については「新成年後見制度創設及び当法人設立20周年記念シンポジウムでの提言」を行うとともに、「任意後見監督業務に関するアンケート」を実施、最高裁判所との協議会において検討した。

④ 成年後見制度施行20周年記念シンポジウムの実施

現行の成年後見制度(法)は、平成12年4月1日に施行されているので令和2年4月に20周年を迎えた。当法人では、これまで制度制定・設立5周年、10周年及び15周年の時期に日司連との共催によりシンポジウムを主な内容とする記念事業を実施し、その都度、多くの御来賓のご臨席を賜り、当法人のこれまでの活動を振り返るとともに成年後見制度の一層の普及・発展に向け当法人が果たすべき重要な役割を確認する機会を持ってきた。しかし、令和元年度に予定していた20周年記念シンポジウムが新型コロナウイルス感染拡大により開催出来なかったため、令和2年度は、オンデマンドによる動画配信の方法による開催に変更し、『成年後見制度施行20周年記念シンポジウム「成年後見制度の未来」～任意後見制度の利用促進と民事信託～』と題して日司連との共催で令和2年11月6日に収録を行った。令和3年1月25日から配信を開始し、同年7月31日まで両団体ホームページから視聴可能である。

また同シンポジウムに先立ち、日司連と連名で任意後見制度の有用性を広く知っていただくとともに、同制度がさらに利用しやすく信頼されるものとなるよう『任意後見制度の利用促進に向けて』と題した提言を策定し、令和2年9月3日にプレスリリースを行い、両団体ホームページにも掲載した。

(2) ウェブサイトの維持管理

主な本部ホームページの更新・管理作業は次のとおりである。

- ① 一般向けホームページの更新・管理作業
 - ・トップページ バナー
 - ・リーガルサポートとは 概要・沿革
 - ・事業・委員会活動 相談会、成年後見助成基金
 - ・情報公開 事業報告・決算報告、除名処分の公表、その他の情報公開
 - ・出版物 書籍、リーガルサポートプレス、月報司法書士、メディア
- ② リーガルサポート会員ページ（会員専用WEBサイト）の更新・管理作業
 - ・組織情報 組織及び役員等
 - ・会員規則等 定款・諸規定
 - ・執務支援 書式・事務関連資料、成年後見助成基金
 - ・会員通信の配信
- ③ 会員名簿の更新作業
年度中に本部ホームページ上の会員名簿を7回更新した。

(3) 会報誌及び制度広報誌・広報用グッズの企画・制作

① リーガルサポートプレスの発行

リーガルサポートプレス第22号を発行した。令和2年度は、新型コロナウイルス感染の拡大により、シンポジウムやセミナー、研修会などの開催が見送られる事態となり、予定していた取材活動を十分に行うことができず、年2回の発刊には至らなかった。

第22号については、11,000部を印刷して家庭裁判所、法テラス、社会福祉協議会、地域包括支援センター、公益社団法人認知症の人と家族の会等の関係機関に配布した。

- ・リーガルサポートプレス第22号（2020年12月31日発行）

特集Ⅰ 意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン
ガイドライン策定の経緯と今後（司法書士編）

特集Ⅱ 意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン
本人とともに「意思決定支援」（社会福祉士編）

任意後見制度の利用促進に向けての提言

社会福祉士として司法書士として後見制度に関わって思うこと

報告Ⅰ 成年後見制度施行20周年記念シンポジウム

報告Ⅱ 2020年度日本社会事業大学専門職大学院 福祉実践フォーラム

成年後見制度は「利用者がメリットを実感できる」ようになったか？—障害者権利条約への対応も見据えて—

当法人の新型コロナウイルス感染症への対応について

なお、令和2年度中に行った取材活動は次のとおりである。新型コロナウイルス感染拡大により、シンポジウムやセミナー、研修会などはその多くがオンラインの開催となった。

ア 令和2年10月25日（日）（オンライン開催）

2020年度日本社会事業大学専門職大学院 福祉実践フォーラム

成年後見制度は「利用者がメリットを実感できる」ようになったか？—障害者権利条約への対応も見据えて—

イ 令和2年11月6日（金）（オンライン開催）

日本司法書士会連合会 当法人（本部）共催

成年後見制度施行20周年記念シンポジウム

ウ 令和2年12月22日(火)(オンライン開催)

令和2年度厚生労働省委託事業 後見人等への意思決定支援研修

② 広報誌及び広報グッズの企画・制作

日本司法書士会連合会と共同で制作している「司法書士アクセスブック よくわかる成年後見」の内容を一部改訂し10,000部を制作したほか、「成年後見物語」は5,000部を増刷した。

また、「いつも、あなたのそばに」と「成年後見物語」に代わる新たな小冊子を令和3年度に発行することを前提に、その内容について検討を行った。

さらに、「卓上カレンダー」を15,000部作成し、家庭裁判所、法テラス、社会福祉協議会、地域包括支援センター、公益社団法人認知症の人と家族の会等の関係機関に配布した。

(4) 公益信託成年後見助成基金の受付事務

当法人が委託者となり平成13年12月に設定した「公益信託成年後見助成基金」(以下「基金」という。)については、令和2年度(自令和元年10月1日 至令和2年9月30日、以下同じ。)も、受託者(三菱UFJ信託銀行株式会社)の委任を受け、募集案内と助成金給付申請の受付事務を行った。

その結果、令和2年度(第20回募集)は406件(新規141件、継続265件)の応募があった。

令和2年度は、司法書士、社会福祉士、弁護士、NPO法人等に対し合計365件、総額3,966万5,000円が支給された。令和2年9月30日現在の基金信託財産額は、4億4,103万5,664円であり、令和元年9月30日現在と比べると1,695万2,891円減少している。

詳細は、事業報告別紙[16]記載のとおりである。

(5) 支部事業(成年後見相談事業を含む)に対する支援

広報的意義を有する対外向けの支部事業(成年後見相談事業を含む)に対し、1支部3万円を限度に助成を行い、支部からの要請に応じて小冊子等を無償で提供した。

(6) 市民後見人育成事業及び地域における法人後見事業への対応

① 市民後見人育成事業と社会福祉協議会等による法人後見事業に関する研究・調査

令和元年度、全国の市民後見人育成事業及び社会福祉協議会(以下、「社協」という。)等による法人後見事業に関する地方自治体や社協の実態調査を行うべく準備を続けていたが、国の成年後見制度利用促進に関するアンケート調査と調査内容が重なったことや調査時期の問題もあり、今一度調査内容や方法を再検討することとなった。再検討の結果、このアンケート調査は実施しないこととなった。

厚生労働省のHP上に「国の成年後見制度使用促進施策に係る取組状況調査結果」が掲載されているので参考にさせていただきたい。

② 支部の行う自治体向け又は市民向け事業に対する支援

市民後見人育成事業、地域連携等に関する自治体セミナー、シンポジウム等の開催、運営等に関するノウハウを支部に提供して、支部におけるセミナー等の開催を支援するとともに、セミナー等で使用することができる資料の提供、講師の派遣等の支援を行う予定ではあったが、コロナ禍でもあり、令和2年度は支部からの依頼はなかった。

③ 自治体、福祉関係団体等向け又は会員向けの研修の資料の提供、講師の派遣等

自治体等に対し会員を講師として派遣する活動は、地域連携の観点からも、極めて重

要であるが、令和2年度は講師の派遣要請はなかった。

7 公3 - ⑦ 地域連携促進事業

高齢者・障害者虐待防止等に関する地域連携の促進

(1) 包括的虐待防止に向けての研究・調査

高齢者・障害者のみならず児童やDVを含めた虐待防止については共通する課題が多く存在する。それらの課題を克服するためには、さまざまな社会資源が連携することが必要だと考えられ、各専門領域において連携への模索が始まっている。その社会の動きに対応していくため、今後当法人で行うことを予定している未成年後見事業も踏まえて、児童虐待を含めた包括的虐待防止につき研究、調査等を行う予定であったが、検討にまで至らなかった。

(2) 高齢者・障害者等虐待防止に関する研修会への講師派遣

コロナ禍でもあり、支部からの高齢者・障害者等虐待防止に関する研修会への講師派遣の要請はなかった。

(3) 日本高齢者虐待防止学会への参加・大会での演題発表・同学会の法人化の手続への協力

第17回日本高齢者虐待防止学会梅田大会では、奈良支部に演題発表を担当いただくことになっており、奈良支部と連携を図りながら演題発表をサポートする予定であったが、残念ながら新型コロナウイルスの影響で同大会が開催中止となった。

また、当法人が協力していた日本高齢者虐待防止学会の法人化手続きが完了し、令和3年3月1日に一般社団法人日本高齢者虐待防止学会が設立された。今後は、規定類の改正作業の協力が要請されている。

(4) 日本障害者虐待防止学会への参加

令和2年12月26日に開催された日本障害者虐待防止学会のオンライン学術集会に参加した。例年と比べて個人の発表や実践の発表はなかったが、日本高齢者虐待防止学会、日本子ども虐待防止学会を含めて3つの虐待防止関連の学会から登壇して意見交換が行われた。

(5) 日司連との連携

日司連の高齢者部会・障害者部会の活動内容と、当法人の地域連携部会の活動内容は重なる部分が多いと思われ、情報共有や互いの活動の連携方法を検討する予定であったが、その機会を持つことができなかった。

(6) その他

今後の最高裁判所等との協議会や支部と各家庭裁判所との協議の資料として使用していただくために、利用促進対応部会と協力して「成年後見人等に対する報酬に関するアンケート」を会員対象に行った。アンケート調査結果は、現在取りまとめ中である。

【法人管理業務等】

1 組織財政改革検討事業

当法人の組織・財政運営の抜本的な改革をするために各専門部会等を設置し、日司連との合同会議を設けるなどして現行の運用に関する諸課題・問題の整理・検討を順次開始している状況である。令和2年度においては以下の取組みを行った。

(1) 将来に備えるための支出削減を含む適正な法人運営と公益増進のための組織財政改革

① 財務運営の抜本的改革について

当法人の財務運営について、日司連との合同会議において協議を行い、令和元年8月に当法人の「財務運営の検討に関する基本方針について」を定め、解決すべき課題を明らかにし、①支部の遊休財産の保有比率が一定割合を超える部分は法人（本部）の予算に組み入れること、②全国同一基準による事務委託費を算定し、本部から各司法書士会にその事務委託費を支払うことを基本方針とし、3年間の準備期間を経て令和4年度末時点での支部の遊休財産の保有比率が一定割合を上回って保有する当該超過遊休財産は本部の予算に組み入れることとする方針を定めた。

そして、令和元年10月に「当法人の財務運営改革の具体化（案）について」を公表して、①令和4年度末現在における支部遊休財産の保有比率が100%を超える部分は法人（本部）の予算に組み入れ、令和5年度以降も同様とすること、②本部と支部の会費収入の配分割合は7:3とすること、③当法人から司法書士会へ支払う事務委託費は、令和3年度末の名簿登載者1名あたり15,000円、名簿非登載者1名あたり5,000円で算定された金額とすることを提案し、更に、支部会費の一律廃止と食卓料等の平準化を進めることを示した。

以上を踏まえ、令和2年度は、まず「当法人の財務運営改革の具体化（案）について」は、日司連との合同会議においても継続して協議をしながら司法書士会の理解と協力が得られるよう努力するとともに、令和5年度実施に向けて、支部との意見交換を経て、本部としてガバナンスの強化、支部間での平準化課題への取組み等を行った。

② 組織運営改革について

選挙制度及び総会運営の在り方等については、財務運営改革と同様に日司連との合同会議（公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートの組織運営に関する会議）において協議を行い、検討を進めていくこととした。令和2年7月3日に第1回の会議を開催し、以後協議を重ねてきたところ、一定の大きな方向性を示すことができる段階に達したと考え、令和3年2月13日付にて中間報告書を作成した。

中間報告書においては、「総会運営のあり方について」「役員選任方法について」「常任理事会及び理事会の運営について」の3項目につき、それぞれ今後の方向性を示している。

「総会運営のあり方について」では、令和5年度にハイブリッド出席型総会を開催することを目指すことを中心に、会議において協議した様々な事項につき報告をしている。「役員選任方法について」では、理事長の選任につき選挙制度を導入すること、選挙理事枠を現行の3名から増加すること、理事につきブロック推薦枠を設けること、役員候補者選考委員会の構成を見直すことを提示している。また「常任理事会及び理事会の運営について」では、議事運営や役員体制の見直しについて検討が必要であることを提示している。

③ 役員選任規則に基づく役員選任の準備について

役員選任規則に基づき役員候補者選考委員会、選挙管理委員会を開催し、役員候補者選考委員会により推薦された役員候補者と選挙手続によって当選した役員候補者を、第27回定時総会において役員選任の議案として提案する。

④ 会員の不誠実行為による損害の補填について

現在、後見人等候補者名簿登載者による不誠実行為については身元信用保険代替交付制度があるが、当法人の組織財政改革検討委員会から平成29年3月31日付で答申書の提出を受けたことを踏まえて、これまでの身元信用保険代替金交付制度を廃止し、新たに後見人等名簿登載者一人につき1000万円を上限とする本法人の裁量的支払制度を創設すべく検討をしてきた。一方、他団体においては、保険商品を利用した保険制度を導入するなどの

動きも見られ、当法人においても同様の保険制度導入について検討を行っている。これらにつき、その実施の是非や時期などについては、他団体の動向も見ながら、さらに検討を重ねる必要があると考え、引続き検討を継続する。

⑤ 「業務報告精査センター設置運営部会」について

令和2年度開催のブロック会議及び令和3年2月13日開催した全国支部長会において当該事業の設置に向けた説明をなし、令和3年3月2日開催の第6回理事会において以下のとおり当該事業の設置に向けた方向性が承認された。

ア 「業務報告精査センター」の名称については、「執務管理センター」と変更すること。

イ 当該事業を第1期事業（令和4年度まで）と第2期事業（令和5年度以降）とに分け、費用負担に関しては、第1期事業は原則参加支部負担、第2期事業は本部負担とすること。

ウ 執務管理センターを本部事業として設置することを目的として、全国の支部に第1期事業としての参加を働きかけること。

エ 第1期事業の経過を見据えて、第2期事業として全国支部の参加を前提とした設置場所及び職員数等を検討し、当該時点で第2期事業の規模・予算等を改めて検証し、本部事業として実現可能か否かも含め改めて検証すること。

オ 既に東京支部と兵庫支部において職員による業務報告内容の精査業務が実施されている状況に鑑み、これを活かして、設置場所及び執務箇所を現状の兵庫支部・東京支部を活用して2箇所ですtartすること。

カ 第1期事業の開始時期については、令和3年4月1日とし兵庫支部のパイロット支部としての指定は廃止すること。

また、執務管理センターが設置された場合に備えて業務報告精査業務を円滑に行うことの必要性も勘案し、本部事務局職員を增強して、うち2名を試行的に業務報告精査業務の習得に当たらせている。

2 未成年後見事業

(1) 未成年後見（監督）人候補者名簿登載規程の整備と未成年後見研修についての企画

内閣府による公益目的事業の変更認定を受け次第、本格的な事業の実施をすることができるよう、準備を進めた。

未成年後見（監督）人として業務を遂行している会員が存在することから、それら業務支援の一環として、未成年後見事業準備検討委員会の委員が兼務する日司連後見制度対策部未成年後見WTが企画した未成年後見研修会は、今回は新型コロナウイルス感染症の拡大を考慮し、講義収録のみが行われた。収録映像は各司法書士会へ配付及び研修ライブラリーへ掲載される。変更認定を受けることができた場合には、当法人における名簿登載のための研修（認定研修）と位置付ける予定である。

(2) 会員の事件報告書の提出

公益目的事業の変更認定を受けることができなかったため、事業を開始することができなかった。

(3) 会員の既存事件の調査及び執務支援について

事業を開始することはできなかったが、未成年後見業務に関する執務支援につき、未成年後見業務を実際に扱う会員のニーズを把握する必要があることから、今後の事業遂行の参考とするため、各支部からご紹介していただいた会員に対して、アンケートを実施するための準備を行った。

3 LS システム検討事業

(1) LS システムが備える各種機能の改良に向けた仕様の検討及び実装

当法人は、法人事業の質と効率性を上げる方策として、平成 24 年度から LS システムの段階的な開発を進めているが、引き続きシステムに対する要望等も多く寄せられている状況であるため、令和 2 年度もシステムが備える各機能のブラッシュアップ作業を行った。

特に令和 2 年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況下における名簿登載に関する特例措置として、「後見人候補者名簿及び後見監督人候補者名簿登載特別措置規程」及び「後見人候補者名簿及び後見監督人候補者名簿登載特別措置規程実施要綱」の制定に対応する、各名簿の自動更新や新規登載申請期間伸長等の機能を実装した。また、業務報告機能における終了報告については、支部、会員からの問い合わせが多いことから、画面構成を一部変更する改修を行い、同様に、任意後見については、全面的に UI（ユーザーインターフェイス）を再検討し、次年度に改修する準備を行った。

(2) LS システムにおける新機能の検討及び実装に向けた準備

新たな再発防止策として、令和 3 年 4 月 1 日より開始する特定会員制度に対応する機能について仕様検討及び実装を行った。また、業務報告における現金項目については、会員保管のものと会員以外が保管するものと報告する項目を分離する改修も行った。更に、コロナ禍における、当法人の研修の在り方に対応するべく、オンデマンド研修システムの仕様検討及び実装を行った。

(3) マニュアル等の整備

上記の開発及び改修に伴い、LS システムの操作も変更されるため、マニュアルの改訂作業を実施し LS システム上で公開した。

(4) LS システムに関する情報共有会の開催

ベンダ連携をしている企業に対し、LS システムに関する上記改修概要及び開発予定等についての説明、並びに、LS システムについての評価を受けることも目的とした、情報共有会を開催した。

(5) LS システムの第三者による評価

前年度 LS システム全体の HTML5 技術を用いた UI への移行を終えたことから、今後継続的な開発を行う上で、コスト面等が適正であるか確認すべく、開発工数の分析を Sky 株式会社に依頼し、「ソフトウェア成果物量に対してトータルコストは低く抑えられており、品質面等を除いた場合の費用対効果は高い。これはソフトウェアに付随する設計書やテストケースの成果物量が少ないことと、ソフトウェアの製造工程の生産性が高いことが要因として考えられる。ただし、設計書やテストケースの成果物量が基準値に対して低い数値（一般的な成果物量の設計書が 3 割程度、テストケースが 3 割程度）となっており、一般的にソフトウェア品質面で懸念材料として考えられる。また、設計書やテストケースの成果物量が少ないことから、メンテナンスや追加開発にかかる費用面では通常コストよりも高くなる可能性があり、見積りコンペなどは開発ベンダとしては参入しづらい状態となっている。」との評価を受け、開発を依頼している株式会社リーガルと協議し、指摘された課題への対応について改善策を策定、実施した。

4 法人管理業務

(1) 会員管理と事務局体制の充実

① 事務局の運営及び事務局体制の充実

当法人は会員数が年々増加しており、事務局の事務量も増えている。また、成年後見制度の利用促進に係る国の政策に対する対応等も迅速性、柔軟性が求められている。それらにも対応できるよう、事務局職員の増員を図ってきたところであるが、令和 2 年度

は、コロナ禍の影響により、出勤人数の制限、在宅での勤務への移行、ソーシャルディスタンス確保や消毒等衛生面での職場環境の工夫など、想定外の対応に迫られた。このため、リモートワークやWEB会議システム等ITを活用する準備をし、試行錯誤しながらではあったが、それらに適した事務処理ができるように緊急的な体制整備をした。

② 会員の募集及び会員の名簿登載の推進

成年後見制度を利用する高齢者、障害者等に対し、良質な後見事務を提供する専門職後見人を継続的に供給するには会員数の増加が必要である。そのため、正会員の入会、後見人等候補者名簿への登載を推進してきたが、その結果、令和2年度末の時点で、司法書士正会員数が8,356名（平成31（令和元）年度末から105名増）、司法書士法人正会員数が187法人（平成31（令和元）年度末から18法人増）となり、後見人候補者名簿登載者数は6,996名（平成31（令和元）年度末から41名減）、後見監督人候補者名簿登載者数は5,453名（平成31（令和元）年度末から273名減）となった。

③ 後見人等候補者名簿への登載事務と各種名簿の管理

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による社会情勢を考慮すると、各会員が従来通りの後見人等候補者名簿の申請を行うことが困難になることから、令和2年7月14日に後見人候補者名簿及び後見監督人候補者名簿登載特別措置規程を制定し、同日施行させることとした。そして、施行日において後見人等候補者名簿に登載されている会員及び令和2年度に後見人等候補者名簿に新規登載された会員については、後見人等候補者名簿の登載期間に関し、後見人候補者名簿及び後見監督人候補者名簿登載規程所定の満了日の翌日から1年間更新する措置をとった。その結果、令和2年度においては、後見人等候補者名簿の更新申請は受け付けないこととなった。

後見人候補者名簿及び後見監督人候補者名簿登載規程に基づき、名簿登載申請があった会員の情報を業務審査委員会に提供して推薦を求める際の理事会が付す意見の基準に従い意見を付し、業務審査委員会の推薦があった会員を後見人等候補者名簿に登載した。また、会員名簿その他当法人が備える名簿についても随時内容を更新し、管理を行った。

④ 定款、諸規則・諸規程の整備

当法人の定款及び諸規則・諸規程については、必要に応じて見直しの作業を行い、令和2年度に改正及び新設された規程類は次のとおりである。

理事会承認日	施行日	規程類
令和元年12月23日	令和2年4月1日	事務局規程、職員就業規則、契約職員就業規則、パート職員就業規則、無期転換職員就業規則
令和2年3月3日	令和2年4月1日	後見人候補者名簿及び後見監督人候補者名簿登載規程、旅費基準、支部旅費支給基準（新設）
令和2年7月14日	令和2年7月14日	後見人候補者名簿及び後見監督人候補者名簿登載特別措置規程（新設）
令和2年7月14日	令和3年9月1日	後見人候補者名簿及び後見監督人候補者名簿登載特別措置規程実施要綱（新設）
令和2年9月24日	令和2年10月1日	研修規程、研修実施要綱
令和2年12月4日	令和2年12月4日	職員就業規則、契約職員就業規則、パート職員就業規則、無期転換職員就業規則、職員慶弔規程、元号を改める政令制定並びに本法人の理事長交代及び事務所所在地変更等に伴う諸規程・基準等における付録様式等の整理に関する規程（新設）

令和3年1月22日	令和3年1月22日	職員旅費規程
令和3年1月22日	令和3年4月1日	業務報告規程、会員の執務適正性確認のための通帳等原本確認調査に関する実施要綱
令和3年3月2日	令和3年4月1日	支部手当等支給基準（新設）、研修等講師謝礼金支給基準

⑤ 総会の運営について

令和2年6月20日（土）、当初香川県高松市で開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、東京都新宿区四谷にある司法書士会館「日司連ホール」に会場を変更し、第26回定時総会を開催した。会場はパーテーションを設置し、ソーシャルディスタンスを保つ設営を行う等、新型コロナウイルス感染症対策を講じ、規模を縮小しての開催となった。総会の運営については、社員総会会議規則に基づき議事運営委員会が設置され、議長の円滑な議事運営と能率的な議事進行のためのサポートを行った。

⑥ 寄附金・助成金の募集

法人7団体（23,136,500円）から寄付・助成を受けた。内訳は、日司連から1,500万円、司法書士国民年金基金から75万円のほか、4司法書士会、1団体からであった。

(2) 公益法人としての会計経理の事務対応と業務運営支援

① 会計処理及びPCA法人会計ソフトの運用に関する事務及び支部支援

会計処理及びPCA法人会計ソフトの運用に関する事務について習熟度を高め、公益法人としての適正な会計経理を行った。全国50支部の会計担当と本部財務委員会のメーリングリスト等を利用し、支部から寄せられる疑問点等を速やかに解消し、支援を行った。

② 公益認定基準に基づく財務体制の維持に関する事務及び支部支援

公益認定基準の一部である財務三基準（収支相償、公益目的事業比率及び遊休財産額）を遵守することが、公益目的事業の適正な実施の指標であるとともに、公益認定継続の重要な要件である。令和2年度は、特に支部における遊休財産額の保有制限と活用の在り方について方針を確認し、支部を含む法人全体で適正な予算の作成及び執行ができるように事務及び支部への支援を行った。しかし、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止された事業が多くあり、会議等の開催も減少し、開催した場合もWEB会議を利用することも多かったことから、財務三基準のうち収支相償及び遊休財産額を遵守することができなかつたので、今後中長期的に収支が均衡するよう計画的に改善していく。

③ LSシステムの会費管理に関する事務及び支部支援

入会金・定額会費・定率会費については、会員がLSシステムにより入会手続や報酬報告を行い、原則として口座振替により直接本部に納付することになっている。令和2年度も、事件登録、報酬報告の遺漏を含む会費納付の遅滞を防止すべく、支部並びに本部LSシステム検討委員会及び財務委員会等が協働して対応した。

④ PCA法人会計ソフトのバージョンアップ及び再インストール支援

各支部のパソコンの買い替え等に伴うPCA法人会計ソフトの再インストール作業について対応した。

⑤ 預貯金通帳等の原本確認に係る調査旅費、会場費等の支給に関する事務及び支部支援

預貯金通帳等の全件原本確認の調査対象者並びに預貯金通帳等の全件原本確認及び特定原本確認の調査員への旅費・会場費等の支給に関する事務への対応と支部への事務処理の支援を行った。

(3) 個人情報保護のための安全管理措置の実施

法人内における個人情報等の安全管理措置として以下のとおり実施した。

① 個人情報管理台帳の確認、検討

本部及び支部における個人情報管理台帳を確認し、法人内で保有する個人情報等の保有、管理状況につき確認のうえ、安全管理措置につき検討した。

② 個人情報安全管理措置に関するギャップ分析等

個人情報保護の実施について本部支部の役割分担等を確認するため、いくつかの支部における安全管理措置に関するギャップ分析等を行った。

③ 従業者等への研修

「なぜ個人情報の保護をしないとイケないのか」「安全管理措置は具体的にどのように進めていけば良いのか」について、実例を用いた分かりやすい従業者等向けのあらたな個人情報保護安全管理措置実施研修動画を作成し、本部ホームページにおいて視聴することができるよう取り組んだ。

④ その他

情報の取扱いに不備のあった事象等に対し、関連部門と連携して速やかに対処した。

また、当法人内の個人情報の保護に関する照会等について、組織的安全管理措置・物理的安全管理措置・技術的安全管理措置・人的安全管理措置の観点から検討し、回答等を行った。

以上のとおりであるが、令和2年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので事業報告の附属明細書は作成しない。